



福井労働局発表
平成25年9月12日

| | |
|--------|--|
| 担 当 | 福井労働局労働基準部 健康安全課長 福井 令以 主任産業安全専門官 永田 俊一 電話 22-2657 (直通) |
|--------|--|

死亡労働災害が急増しています ～死亡災害防止のための緊急要請について～

福井県内の労働災害による死亡者数は、平成22年に初めて10人を下回って以来、3年連続して一桁台で推移してきたところですが、しかし、本年においては、9月3日に死亡災害が発生し、本日現在において昨年同期比で4人増加するとともに、既に昨年1年間の労働災害による死亡者数8人を超え9人となるなど、極めて憂慮すべき事態となっています。

このような状況を受け、福井労働局（局長 ^{たにふじ} 谷藤 ^{ひとし} 仁）では、経営トップ自らが職場の緊急安全点検を実施するなどにより、県内における労働災害防止のための取組を強化するため、別添のとおり、関係事業者団体に対し死亡災害の防止に向けた緊急要請を行いました。

福井労働局では、今後とも、労働災害減少に向けて取り組んでいきます。

関係団体等の長 殿

福井労働局長

死亡労働災害防止のための緊急要請について

平素より、労働災害の防止について、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福井県内における労働災害による死亡者数については、皆様方の不断の取組の結果もあり、平成22年に初めて10人を下回って以来、3年間連続して一桁台で推移してきたところです。

しかしながら、本年においては9月3日に発生した死亡災害を含め9人の尊い命が失われており、既に昨年1年間の死亡者数8人を超えており、極めて憂慮すべき事態となっております。

本年発生した死亡災害は、業種別では、製造業で4人、建設業で1人、道路貨物運送業で1人、林業で1人、第三次産業で2人と、ほぼ全業種にわたり災害が発生している状況にあります。

これら死亡災害の原因を見ると、

作業マニュアルを守らなかった

作業マニュアルに問題があった

保護具を正しく使用していなかった

免許、技能講習修了証を受けていないいわゆる無資格で作業させていた

機械設備等に問題があった

安全衛生教育を実施していなかった

等が挙げられます。

いずれにしましても、いかなる状況にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。

つきましては、これら死亡災害に歯止めを掛けるべく、貴団体の会員事業場において、**経営トップ自らが、職場における不安全な行動、不安全な設備等の危険要因の徹底排除**を目的とした緊急安全点検の実施等、経営トップによる率先した安全衛生活動の強化等について一層の取組が推進されるよう、別添のとおり要請いたします。貴団体としての取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場等への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、別添のリーフレット及び点検表は福井労働局ホームページに掲載しておりますので、会員事業場等への周知や緊急安全点検の実施等の際にご活用下さい。

死亡労働災害防止のための緊急要請

福井県では、平成 22 年から 3 年連続して死亡労働災害が一桁で推移してきており、特に、平成 24 年の死亡労働災害は、平成 22 年に続き 8 名と過去最少となりましたが、しかし、平成 25 年に入り、死亡労働災害が急増する状況になっており、9 月 12 日現在で、既に、昨年の 8 名を超える 9 名の方の尊い命が失われており、極めて憂慮すべき事態となっております。

特に、発生した死亡労働災害をみますと、熟練・経験者であるにもかかわらず、作業の安全手順の確認を怠ったり、また、保護具の使用等の基本的な安全作業が守られていないなど、現場で行われる安全指導や、安全教育がおろそかになっている問題点がみられ、各事業場で行われております自主的な安全衛生活動の後退が、非常に懸念されるところであります。

したがいまして、事業者の皆様方におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、経営トップ自らが、職場における不安全な行動、不安全な設備等の危険要因の徹底排除を目的とした緊急安全点検の実施等、経営トップによる率先した安全衛生活動の強化等について、一層の取組を推進していただきますようお願いいたします。

平成 25 年 9 月 12 日

福井労働局長 谷藤 仁

死亡災害が多発しています！

福井県下では、ここ3年連続して死亡労働災害が一桁で推移している中、本年は9月3日に発生した死亡災害で9人となり、昨年同時期と比較すると4人の増加となり、既に昨年1年間の8人を超える等、非常に憂慮すべき事態となっています。

これら死亡災害の発生に歯止めを掛けるため、経営トップ自らが、以下の着目点を中心に、職場に潜む、不安全な行動、不安全な設備等の危険要因の徹底排除を目的に緊急安全点検を実施してください。

◎着目点

- 1 作業マニュアルに従って作業をしているか
- 2 作業マニュアルの見直しをしないで大丈夫か
- 3 保護具を正しく使用しているか
- 4 免許、修了証等を有しているか
- 5 機械設備等の点検を実施しているか
- 6 安全衛生教育を実施しているか

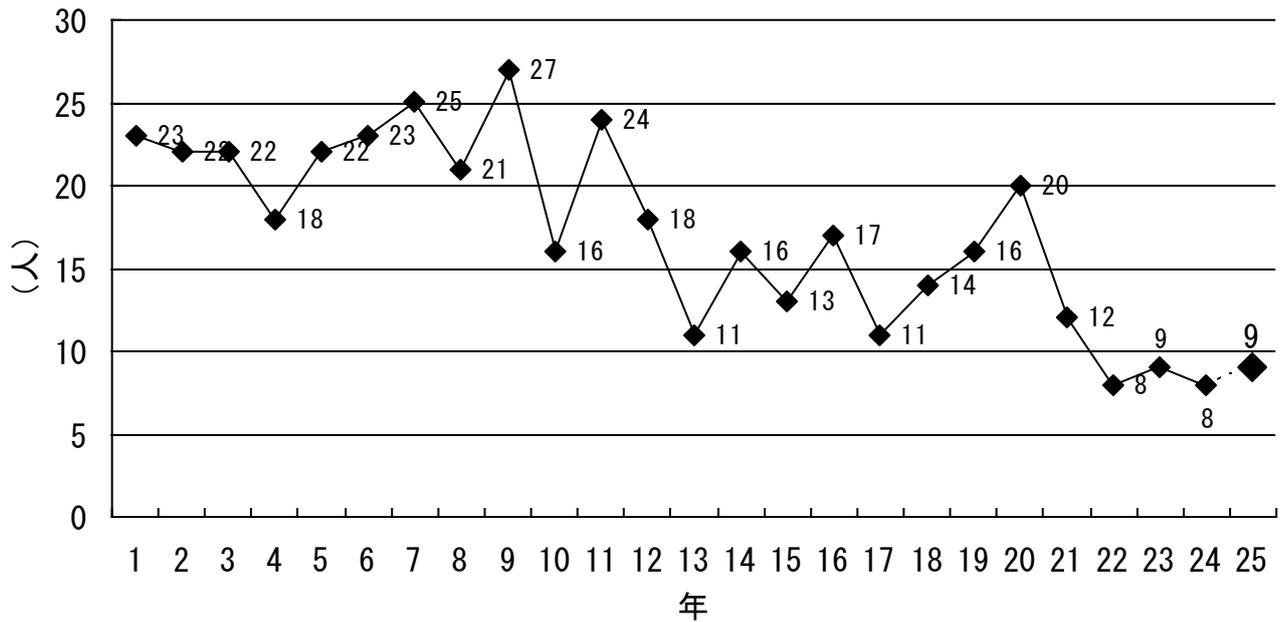
平成 25 年 事故の型別死亡災害発生状況（9月3日現在9人）

| 墜落・転落（3人） | 破裂（1人） |
|---|---|
| ◎ベランダで休憩中、誤ってベランダの手すり（高さ1.1m）を越えて、12m下の地面に墜落した。 ◎胸高直径0.67m樹高約18mの杉の木の高さ約10mの箇所では枝打ち作業中墜落した。 ◎荷物用エレベーターの2階部分の出入口において、搬器が2階部分に来ていないにもかかわらず扉を開け墜落した。 | ◎タンクローリー車のタンク内部にある隔壁の点検・補修中、4室に仕切られた1室に空気で圧力を掛け、隣の1室に入り隔壁の漏れを確認していたところ凹面だった隔壁が突然凸面状に膨出し、被災者の頭部を直撃した。 |
| 転倒（1人） | 火災（1人） |
| ◎フォークリフトを用い下り坂を前進で材料を運搬中、積荷が資材にぶつかりそうになったので、右にハンドルを切ったところ横転し、フォークリフトの下敷きとなった。 | ◎屋内で鉄骨部材を携帯用研削盤で研磨作業中、作業箇所から約2m離れた場所に置いてあったシンナー缶に引火し缶内が燃えたため、缶をもって建屋の出入り口付近まで移動させたところ突然火柱が上がり炎が服に着火して全身に火傷を負った。 |
| 倒壊・崩壊（1人） | 交通事故（1人） |
| ◎機械の据え付け作業中、機械の下に腹ばいになって、潜り込み、油圧ジャッキを操作していたところ機械がバランスを崩して倒れ、機械にはさまれた。 | ◎トラックを運転し、自動車専用道路の走行車線を走行中、追い越し車線を走行してきたトラックの左前部と被災者のトラック右後部が接触し、その反動で被災者のトラックは側壁に激突した。 |
| はさまれ・巻き込まれ（1人） | |
| ◎不用となったダンボール箱をベルトコンベアにより集積中、コンベア上でダンボール箱が詰まったため、取り除いていたところ体勢を崩し、その先にあるダンボールを圧縮する箇所に全身が巻き込まれた。 | |

※前年同期5件

(参考)

福井県内における死亡災害の発生状況



| | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 [※] |
|------------|-----------|----------|----------|----------|----------------------|
| 全産業 | 12 | 8 | 9 | 8 | 9 |
| 製造業 | 2 | 2 | 1 | 2 | 4 |
| 建設業 | 3 | 4 | 4 | 3 | 1 |
| 道路貨物運送業 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 林業 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 第三次産業 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 |

※ 本日現在の速報値

| | 平成 24 年 8 月末速報値 | 平成 25 年 [※] |
|------------|--------------------|----------------------|
| 全産業 | 5 | 9 |
| 製造業 | 1 | 4 |
| 建設業 | 2 | 1 |
| 道路貨物運送業 | 0 | 1 |
| 林業 | 1 | 1 |
| 第三次産業 | 1 | 2 |

※ 本日現在の速報値

平成25年死亡災害発生状況（速報）

福井労働局

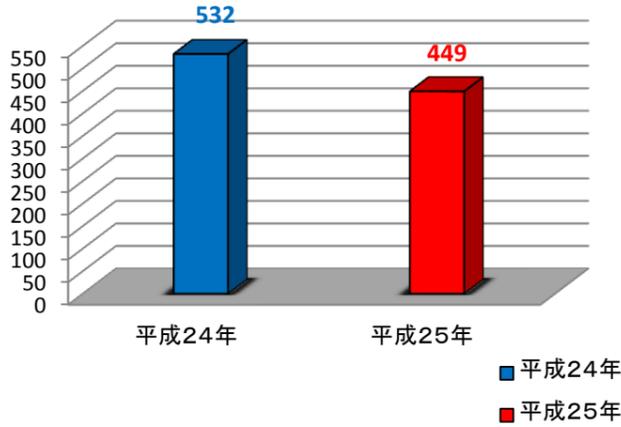
| 番号 | 発生月 | 業種 | 事故の型 | 起因物 | 年代 | 職種 | 発生状況 |
|----|-----|---------------------------|----------------|---------|------|--------------|---|
| 1 | 1月 | その他の事業 (その他) | はさまれ・ 巻き込まれ | コンベア | 60歳代 | 仕分け作業員 | 被災者は、不要となった段ボール箱をベルトコンベアにより集積する作業において、ベルトコンベア上で空段ボール箱が詰まったため、運転したままのベルトコンベア上でその詰まりを取り除いていたところ、体勢を崩し、その先にある空段ボール箱を圧縮する箇所（ベルトコンベアとの間隔すき間6cm）に全身が巻き込まれ死亡したものの。 |
| 2 | 2月 | 接客娯楽業 (その他の飲食店) | 墜落・転落 | 建築物・構築物 | 20歳代 | 店員 | 被災者はビル4階のベランダ内で休憩していたところ、誤ってベランダの手すり（高さ1.1m）を乗り越え越えて約1.2m下の地面に墜落したものの。 |
| 3 | 4月 | 運輸交通業 (一般貨物自動車 運送業) | 交通事故 | トラック | 40歳代 | 貨物自動車 運転者 | 被災者は、トラックを運転し自動車専用道路の走行車線を走行中、追い越し車線を走行してきた後続のトラックの左前部と被災者のトラック右後部が接触し、その反動で被災者のトラックは側壁に衝突し、死亡したものの。 |
| 4 | 4月 | 林業 (その他の林業) | 墜落・転落 | 立木等 | 40歳代 | 伐採・造林 作業員 | 被災者は、胸高直径約0.67m、樹高約18mの杉の木に登り、地上約10mの箇所では枝打ち作業中、誤って杉の木の根本から5m程離れたアスファルト舗装上へ墜落したものの。 |
| 5 | 6月 | 製造業 (自動車整備業) | 破裂 | トラック | 30歳代 | 自動車整備工 | 被災者は、タンクローリー車のタンク内部にある隔壁の点検・補修中、4室に仕切られた1室に空気圧をかけ、隔壁の液漏れを確認していたところ、凹面状だった隔壁が突然凸面状に膨出し、被災者の頭部を直撃したものの。 |
| 6 | 7月 | 製造業 (その他の金属製品 製造業) | 火災 | 引火性の物 | 70歳代 | 金属製品 製造工 | 被災者は建屋内で鉄骨部材を携帯用研削盤で研磨していたところ、作業箇所から約2m離れた場所に置いてあったシンナー缶（蒸気の漏れ等を防ぐため缶上部にシートを被せてある）に引火し缶内が燃えたため、缶を持って建屋出入り口付近まで缶を移動させたところ、突如火柱が上がり、炎が服に着火して全身火傷により死亡したものの。 |
| 7 | 8月 | 建設業 (機械器具設置 工事業) | 崩壊・倒壊 | 機械装置 | 20歳代 | 機械据付工 | 工場の機械据え付け工事に、機械装置を据え付ける作業中、機械の下に潜り込み、油圧ジャッキを設置し、ジャッキ操作を行ったところ、バランスを崩し機械が倒れ、被災者は両足を挟まれたものの。 |
| 8 | 8月 | 製造業 (窯業土石製品製 造業) | 転倒 | フォークリフト | 30歳代 | 製造工 | フォークリフトを用い材料を運搬中、勾配約8度の坂道を前進で走行中、荷崩れしそうになり急ブレーキをかけたところ左側に横転し、フォークリフトを運転していた被災者は、ヘッドガードの支柱に胸部を挟まれた。 |
| 9 | 9月 | 製造業 (染色整理業) | 墜落・転落 | エレベーター | 60歳代 | 染色工 | 2階のエレベーター出入り口で、既に搬器が来ていると思い込み、エレベーターの扉のロックを強制的に解除して扉を開けたところ、そこに搬器がなくて、1階まで墜落した。 |

(平成25年9月12日現在 なお、昨年同時期5名 うち交通事故1名)

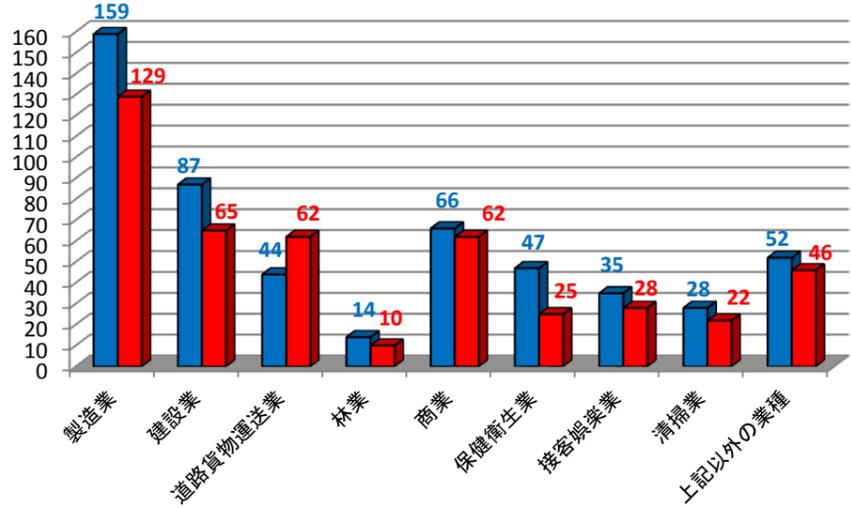
福井労働局労働災害発生状況

1. 業種別災害発生状況

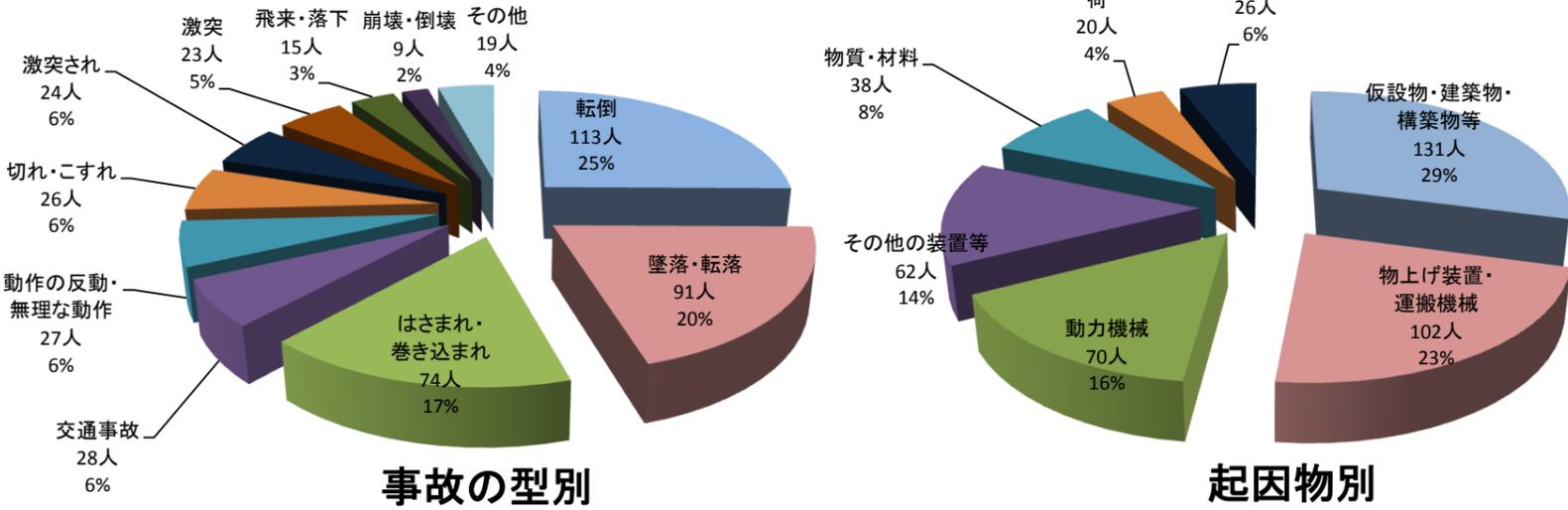
全業種前年同期比較



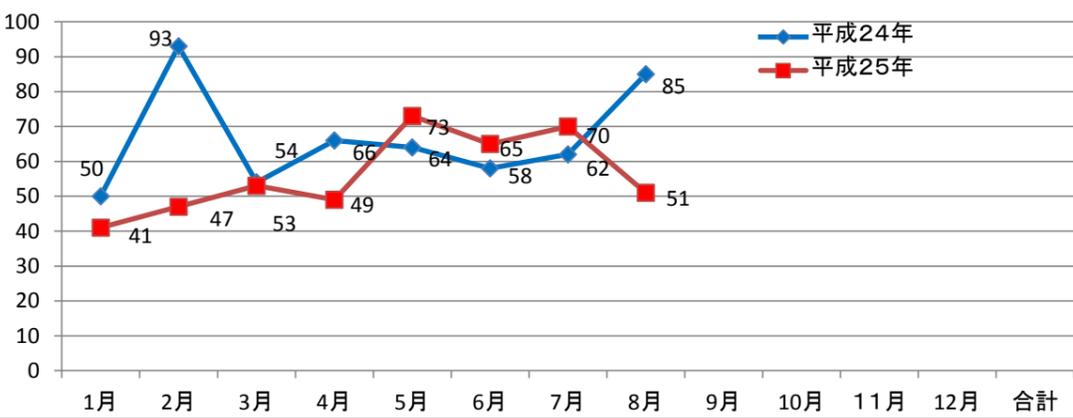
業種別前年同期比較



2. 事故の型別・起因物別発生件数



3. 労働災害発生件数推移(報告月別)



4. 労働災害死亡者数 (平成25年8月末)

| | |
|--------|----|
| 全業種 | 8件 |
| (内訳) | |
| 製造業 | 3件 |
| 建設業 | 1件 |
| 運輸交通業 | 1件 |
| 林業 | 1件 |
| 接客娯楽業 | 1件 |
| その他の事業 | 1件 |

5. 労働災害の動向

<死亡災害> 墜落・転落による死亡災害が 2件
 転倒による死亡災害が 1件
 崩壊・倒壊による死亡災害が 1件
 破裂による死亡災害が 1件
 はさまれ・巻き込まれによる死亡災害が 1件
 火災による死亡災害が 1件
 交通事故による死亡災害が 1件 発生している。

<休業災害>

道路貨物運送業で増加している。
 発生件数をみると製造業、商業、建設業、道路貨物運送業で多く発生している。

<事故の型・起因物別>

事故の型では転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、起因物では仮設物・建築物・構築物等、物上げ装置・運搬機械、動力機械による災害の割合が高い。